

## 「東日本大震災の被災地で活動する市民ボランティア」に対する ボランティア活動支援の取り扱いについて

甚大な被害をもたらしている東日本大震災の被災地支援に赴く市民ボランティアに対して、下記の支援を行います。

### ■支援内容

(1) 被災地でのボランティア活動を行うために加入する「ボランティア活動保険料」

※社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会を申し込み窓口とする天災Bプランの加入に要する保険料に限る。

(2) ボランティア1人につき10,000円のボランティア活動準備費

### ■対象者

ボランティア活動支援の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 滝川市民であること。

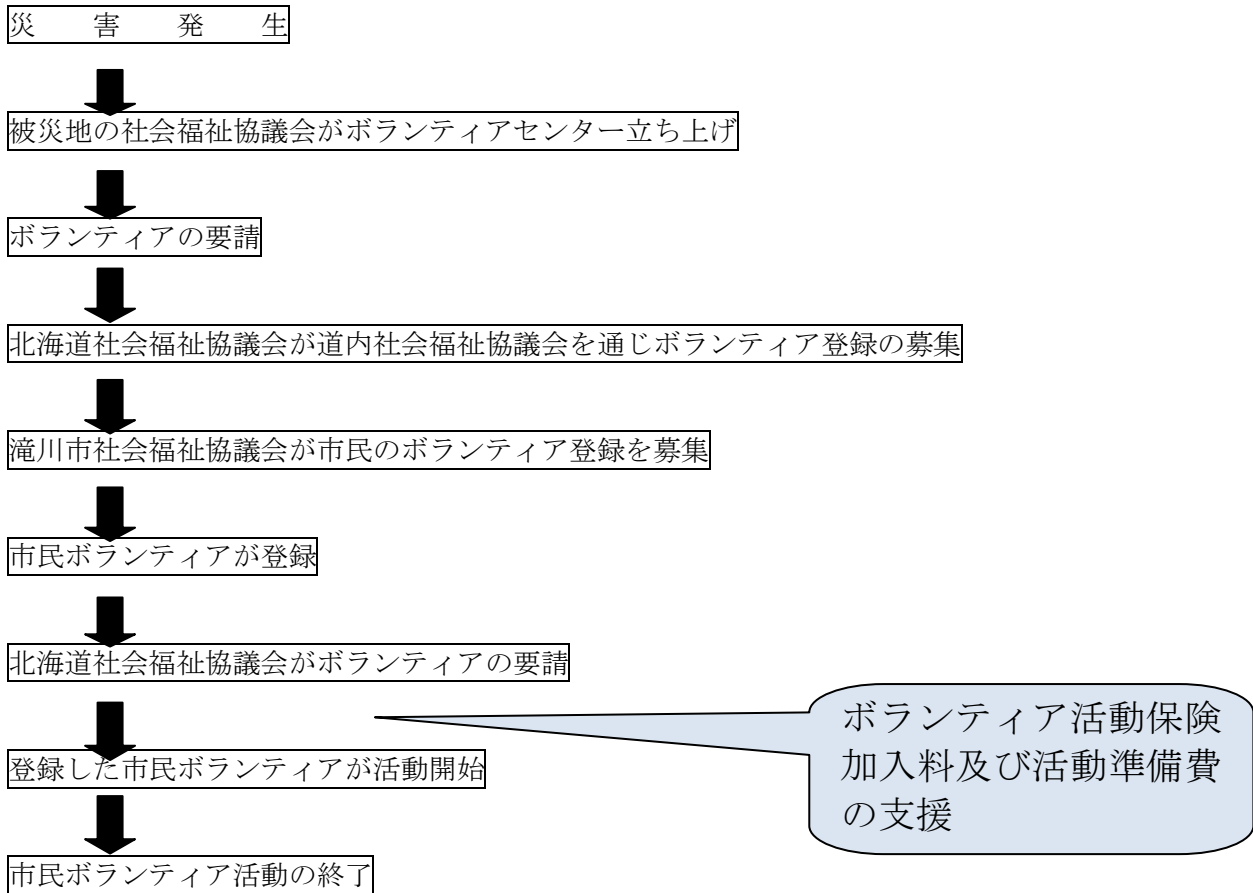
(2) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会が被災地の各社会福祉協議会の要望により募集する「東日本大震災の被災地で活動希望される方のボランティア登録者」であって、社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会を通して登録し、被災地への派遣が決定した者であること。

(3) 被災地への移動及び被災地からの帰還並びにボランティア活動について、自己の責任において実施できる者であること。

### ■実施期間

ボランティア活動支援を行う期間は、社会福祉法人 北海道社会福祉協議会が「東日本大震災の被災地で活動する市民ボランティア」を募集している期間とする。

**「東日本大震災の被災地で活動する市民ボランティア」の登録及び活動支援の流れ**



■市民ボランティアからの確認事項

被災地への出発及び帰還日程	平成 年 月 日～ 月 日
被災地での滞在場所	
被災地で行うボランティア活動の概要	
緊急連絡先（携帯電話番号等）	
家族等の連絡先	